

第 6 4 回 日野市都市計画審議会 議事録

令和 5 年 1 1 月 1 3 日 (月)

日 時	令和 5 年 1 1 月 1 3 日 (木) 午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 1 5 分
場 所	日野市役所 5 階 5 0 5 会議室
議 題	(諮問事項) ○諮問第 1 4 3 号「日野都市計画生産緑地地区の変更について (日野市決定)」 ○諮問第 1 4 4 号「日野都市計画道路 3・4・1 号甲州街道線都市計画変更案 (都決定) について」 (報告事項) ○報告事項第 1 号「日野都市計画用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、東豊田地区地区計画の変更案 (市決定) について」 ○報告事項第 2 号「北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた取組について」
出 席 委 員	(条例第 3 条第 1 号の委員) 江口 和雄・梅田 俊幸・藤川 健一・奥住 喜樹・西浦 定継・町田 修二 (条例第 3 条第 2 号の委員) 古賀 壮志・須崎 貴寛・田原 茂・中野 あきと・森沢 美和子 (条例第 3 条第 3 号の委員) 本芳 正志・水越 博光 (条例第 3 条 4 号の委員) 友部 孝史・下澤 文明

欠 席 委 員	(条例第9条の幹事) 岡田 正和・浅川 浩二
事 務 局	石川 裕規・赤木 善弘
傍 聴 者	谷 遼平・小野 駿祐・越川 知紘・名取 和哉
傍 聴 者	なし
事 務 局 (谷)	定刻になりましたので、ただいまから、第64回日野市都市計画審議会を開催いたします。
会 長	それでは、江口会長、よろしくお願いいたします。 本日は、委員の皆様には大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 これより、第64回日野市都市計画審議会を始めます。 本日の欠席委員は、石川 裕規委員、赤木 善弘委員の2名です。日野市都市計画審議会条例第8条第1項の規定に基づき、半数以上の委員のご出席を頂いておりますので、本日の会議は成立するものです。 本日の審議会につきましては、まず、諮問事項としまして、 ○諮問第143号「日野都市計画生産緑地地区の変更について（日野市決定）」 ○諮問第144号「日野都市計画道路3・4・1号甲州街道線都市計画変更案（都決定）について」 以上、2件についてお諮りします。

副市長	また、報告事項としまして、 「日野都市計画用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、東豊田地区地区計画の変更案について」 「北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた取組について」 以上、2件の報告がございます。 内容につきましては、後ほど事務局よりご説明いたします。 それでは、開催にあたりまして、荻原副市長よりご挨拶を申し上げます。 副市長の荻原でございます。 本日はご多忙の中、第64回日野市都市計画審議会に足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。 今朝は堪えるような寒さでしたが、先週までは暑い時期が続いておりました。昨日、一昨日と開催された日野市産業まつりでは、今年の夏から秋にかけての猛暑で、特に農家の方には相当な被害があったと伺いました。そうした中で、会長からもご紹介がありましたが、本日は生産緑地に関する話題がございます。 併せて、本日は北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた取組についての報告をさせていただきます。昨年の最高裁の都市計画法違反判決を受けて、市内の8地区において、市長自ら、市民の方々に報告をさせていただきました。また、これを受けて、学識経験者と公募市民の方、原告団の方を含め、違法性解消に向けた検討会を立ち上げました。先日の11月11日（土）には第2回の検討会を開催させていただいたところでございます。その内容についても、担当から報告させていただきたいと思います。 日野の将来に渡っての都市計画の一端を皆様にご協議いただくこと
------------	--

会 長	になろうと思います。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。 ありがとうございました。 次に、人事異動に伴い、委員変更がありましたので、新しい委員を事務局から紹介させていただきます。 委員名簿がお手元の資料の中にございますので、そちらもあわせてご参照願います。
事 務 局 (谷)	事務局の谷です。 それでは、委員のご紹介を申し上げますので、恐れ入りますが、対象の委員の方におかれましては、その場でご起立願います。 条例第3条第3号の委員（関係行政機関の職員） 日野警察署長 本芳 正志（もとよし まさし）委員 日野消防署長 水越 博光（みずこし ひろみつ）委員 でございます。 なお、本芳委員につきましては、本日は代理で柴田 秀雄（しばた ひでお）交通課長が出席しております。 また、本日は「日野都市計画生産緑地地区の変更」の諮問事項がありますので、日野市都市計画審議会条例第4条の臨時委員として日野市産業スポーツ部都市農業振興課長が出席しております。こちらも併せて事務局から紹介させていただきます。 ●条例第4条の臨時委員 都市農業振興課長 吾郷 勝（あごう まさる）委員 でございます。

	なお、市職員という立場上、吾郷委員は採決に含まれませんので、よろしくお願いします。 以上です。
会 長	続きまして、本年４月１日付けで日野市の人事異動がありましたので、引き続き、事務局から紹介させていただきます。
事務局 (谷)	それでは、紹介させていただきます。 幹事 都市計画課 課長の浅川 浩二（あさかわ こうじ）です。 続きまして、私、事務局 都市計画課 課長補佐の谷 遼平（たに りょうへい）です。 以上で、紹介を終わります。
会 長	ありがとうございました。 なお、副市長は公務の都合上、ここで退席させていただきます。 委員の皆様のご了承をお願いいたします。 【 副市長退席 】
会 長	それでは、事務局より本日の資料の確認がございますので、よろしくお願いいたします。
事務局 (谷)	【 配布資料の確認 】 まず、事前にお送りしている資料を確認いたします。

会 長	★資料 1 第 6 4 回 日野市都市計画審議会次第 ★資料 2 日野市都市計画審議会委員名簿 ★諮問事項 説明資料（パワーポイント打出しほか） ●資料 3－1 《諮問第 1 4 3 号 日野都市計画生産緑地地区の変更について（日野市決定）》 ●資料 3－2 《諮問第 1 4 4 号 日野都市計画道路 3・4・1 号甲州街道線都市計画変更案（都決定）について》 ★報告事項 説明資料（パワーポイント打出しほか） ●資料 4－1 《報告事項第 1 号 日野都市計画用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、東豊田地区地区計画の変更案（市決定）について》 ●資料 4－2 《報告事項第 2 号 北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた取組について》 また、机上にて、諮問書を 2 通配布しております。 資料の不足等ある方は、お近くの事務局までお申し出下さい。 では、議題に入る前に、会議規則 第 1 3 条第 3 項により、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。 7 番の西浦委員と 9 番の水越委員をお願いいたします。 それでは、これより議題に入ります。 本日の議題は、諮問事項が 2 件でございます。 この会が円滑に進みますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします
-----	---

	す。 それではまず、諮問第143号を審議します。 事務局より諮問の朗読と幹事からの説明をお願いいたします。
事務局 (谷)	事務局の谷です。諮問第143号を朗読いたします。 【 諮問書朗読 】
幹事 (浅川課長)	幹事の浅川です。それでは説明いたします。 【 趣旨の説明 】
会長	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、ご発言をお願いいたします。
委員 (下澤)	日野市は緑を大切にしている自治体ということで、緑のマスタープラン等を作っていますが、計画策定時に農地がどのくらい残るのかを将来予測していると思われます。 資料12頁において市内の生産緑地の総面積の推移をグラフで示していただいておりますが、現在の状況というのは、市の予測よりも減っているのでしょうか。
幹事 (浅川課長)	まず、マスタープラン等では、農地等の減少の予測を数値では示しておりません。 その中でひとつの見方として、2022年問題では当初指定から30年経過した生産緑地が一斉に解除され、全国的に2割程の農地が減少してしまうと予想されていまして。 これに対して、当市では私ども都市計画課及び都市農業振興課での連携並びに農協の協力の下で、特定生産緑地に関する制度の説明会を計

会 長	1 1 回開催させていただきました。その結果として9割程が特定生産緑地として残りましたので、当初の予想に比べると、残っている方だと思っています。 また、都市農地の貸借の円滑化法の制定により、生産緑地の貸借が可能になりました。そこで、貸借でも都市農地を残していけるよう、農業施策として鋭意進めているところでございます。 他にございませんか。 無いようでしたら、お諮りいたします。 本件につきましては、原案のとおりに同意することにご異議ございませんか。 【 異議なしの声 】
会 長	異議なしとのことですので、諮問第143号は原案のとおり同意することといたします。
会 長	続いて、諮問第144号を審議します。 事務局より諮問の朗読と幹事からの説明をお願いいたします。
事 務 局 (谷)	事務局の谷です。諮問第144号を朗読いたします。 【 諮問書朗読 】
幹 事 (浅川課長)	幹事の浅川です。それでは説明いたします。 【 趣旨の説明 】
会 長	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙

	手をしていただき、ご発言をお願いいたします。
委員 (町田)	資料４頁にある「評価幅員」とは何でしょうか。
幹事 (浅川課長)	現状の自動車・歩行者の交通量や集中量等と照らして必要な幅員です。これに基づいて東京都において評価したところ、現道の１５ｍ幅員で十分だという結果が出た、ということです。
委員 (町田)	その結果は市でも確認したのでしょうか。
幹事 (浅川課長)	確認しました。そのうえで現道の１５ｍで問題ないと判断しました。
委員 (町田)	東区間から日野駅までの区間と日野駅を過ぎてから西区間までの区間、今回変更する西区間を過ぎた先の区間も概成道路ですが、これらも現道の１５ｍ幅員にするのでしょうか。
幹事 (浅川課長)	東区間及び西区間以外については、計画とおり、区間に応じて１６ｍ又は１８ｍ幅員に整備します。
委員 (町田)	そうすると、区間ごとに幅員が異なることになります。 車道幅員が途中で変わると、交通事故を誘発する可能性もあるのではないのでしょうか。また、歩道幅員が歩いている途中で急に狭くなることはないのでしょうか。
幹事 (浅川課長)	東京都において最低限必要な歩車道幅員を確保する条件で評価していますので、ご指摘の点は問題ありません。

委 員 (町 田)	道路構造については、東京都が車と人の流れが阻害されることのないように対応する、という理解でしょうか。
幹 事 (浅川課長)	そうです。
会 長	他にございませんか。 無いようでしたら、お諮りいたします。 本件につきましては、原案のとおりに同意することにご異議ございませんか。
	【 異議なしの声 】
会 長	異議なしとのことですので、諮問第 1 4 4 号は原案のとおり同意することといたします。
会 長	諮問事項は以上となりますので、報告事項に移ります。 それでは、まず、報告事項「日野都市計画用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、東豊田地区地区計画の変更案」について、事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局 (谷)	事務局の谷です。それでは説明いたします。 【 趣旨の説明 】
会 長	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、ご発言をお願いいたします。
委 員	第一種低層住居専用地域から準住居地域に変わるということは、規制

(町 田)	が4段階、5段階とシフトする訳ですね。それほどに変わる理由はどこにあるのでしょうか。
幹 事 (浅川課長)	現在準住居地域であるところは、既に土地区画整理事業で用地を確保し、鋭意土地区画整理を進めております。
	一方で、現在は第一種低層住居専用地域のところは、日野バイパス延伸のために国道の方で直接買収して、ちょうど用地が開いたところです。これにより開通が見込まれてきましたので、隣接する用途に合わせて準住居地域に変えようという趣旨でございます。
委 員 (町 田)	そうすると、幹線道路に見合った土地利用の転換が図られていくと想定して用途地域を変えていく、ということよろしいでしょうか。
幹 事 (浅川課長)	そうです。
委 員 (町 田)	建ぺい率30%、容積率60%となっている土地がありますが、一番
(町 田)	低い建ぺい率・容積率を採用していた理由は何ですか。
幹 事 (浅川課長)	資料6頁の図において、色が塗られているところが土地区画整理の区域です。白いところが区域外で、建ぺい率30%、容積率60%の土地
	となっています。区域外である理由は、当時の土地所有者が土地区画整理事業に反対されたためです。そのため、やむを得ず区域から外しました。
	その後、先ほど説明させていただいたとおり道路の整備が見込まれてきました。そこで、用途地域も道路から30mのラインで変えていこうということとなりました。
	その流れの中で、白いところの用途地域も同様に変えていきたいと思

	い、住まわれている方々のご理解をいただきましたので、併せて用途地域を変更するものです。
委 員 (町 田)	地区計画の区域にも入るといことでよいですか。
幹 事 (浅川課長)	そうです。 現在の地区計画の区域は土地区画整理区域と同じですので、白いところは区域に入っていません。そのため、今回の用途地域変更と併せて、地区計画の区域にも編入させていただきます。
委 員 (町 田)	用途地域の色塗りを周辺地と合わせるから地区計画区域を変える、というものではないと思います。 地区計画とは、用途地域よりも詳細な、地域に即した都市計画です。地区計画区域に入れるということは、その地区できめ細かい都市計画を決めて、実現していこうと市として考えているということです。 そのうえで、今の用途地域のままでは地区計画との整合が取れない。そのため地区計画の実現に資するように用途地域を変えていく、という考えで決めていくものではないのでしょうか。
幹 事 (浅川課長)	町田委員のおっしゃる通りです。 先に用途地域変更について説明してしまったので順番が前後してしまいましたが、まず、こういうまちにしていきたいという考えを前提に地区計画を変えさせていただきます。それに合わせて当然に用途地域も変えさせていただくものです。
委 員 (町 田)	その用途地域の変更の考え方は、「日野市用途地域指定方針・指定基準」に合致しているものといことでよいですか。

幹事 (浅川課長)	そうです。
会長	他にございませんか。
委員 (西浦)	道路整備が進んだために用途地域を変えるとのことですが、過去にさかのぼると、第一種低層住居専用地域の土地が道路用地として買収されたから道路整備が進められるようになったものだと思います。 一方で、土地区画整理事業に反対されていた方については、自身の土地を準住居地域として処分できるようになります。当時よりも地価も上がり、過去に用地買収を受けた土地所有者と異なる条件で処分できるようになると思われますが、どうでしょうか。
幹事 (浅川課長)	まず、土地区画整理事業に合わせて道路区域を指定し、その用地も土地区画整理で確保しておりますので、新たな用地買収は発生しません。 それ以外の土地処分については、確かにご指摘のような見方もあると思います。しかし、周辺の整備状況として、市施行で豊田南土地区画整理事業も始まりました。また、東豊田土地区画整理事業が完了し、川辺堀之内土地区画整理事業も完了が見込まれてきました。そうした中で、まち全体のことを考えると、当該部分だけ取り残すことは望ましくないと考えております。そのため、地区計画そのものを周辺の状況と整合するよう変えさせていただきたいと思っております。
委員 (西浦)	今回、合意を得られたことには理由があるのでしょうか。
幹事 (浅川課長)	市としてのまちづくりの想いをきめ細かく説明させていただきまして、ご理解いただいたのだと思います。 また、土地所有者の交代もありましたので、周辺と土地利用を合わせ

	ていこうという考えを持っていたのかも知れません。
会 長	他にございませんか。
委 員	2点あります。
(下 澤)	1つ目は、道路整備に合わせて路線型の用途地域を敷くことはわかりましたが、道路整備にも用地買収が終わった時点や道路概成時、供用開始時等、いくつかの節目があると思います。日野市の場合には、どのようなタイミングで用途地域を変えているのでしょうか。 2つ目は、資料4頁右側の図について、中央部分の一部が路線型になっていないようですが、第一種低層住居専用地域として残しているのは何故でしょうか。
幹 事	1つ目については、道路事業が完了する見込みが立ってから用途地域
(浅川課長)	を変更することを基本としています。
	2つ目については、当該区間の沿道が川辺堀之内土地区画整理事業によって公園になっていますので、わざわざ用途地域を引き上げる必要は無いと判断しています。
会 長	他にございませんか。
	では、最後に、報告事項「北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた取組」について、幹事から説明をお願いします。
幹 事	幹事の浅川です。それでは説明いたします。
(浅川課長)	【 趣旨の説明 】
会 長	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙

委員 (友部)	手をしていただき、ご発言をお願いいたします。
幹事 (浅川課長)	今回の検討会は令和7年3月31日を期限として立ち上げたとあります。まだ検討途中とのことですが、既に2回実施されており、現時点で具体的な方向性は出てきているのでしょうか。
会長	11月11日(土)に開催しました第2回検討会で、解消に向けた方策の案をいくつか提示させていただきました。それに対してひとつひとつにご意見を頂いているところですが、まだ議論は尽くされておらず、今後の検討の中で新たな解決策も導き出されると思います。そのため、まだ道半ば、という状況です。 他にございませんか。 無いようでしたら報告事項を終了いたします。 それでは、以上をもちまして、第64回日野市都市計画審議会を閉会させていただきます。委員の皆様のご協力、ありがとうございました。 会長 _____ 江口 和雄 _____ 印 署名委員 _____ 西浦 定継 _____ 印 署名委員 _____ 水越 博光 _____ 印